

公立八鹿病院食堂運営事業者選定 公募型プロポーザル実施要項

令和8年 10 月

公立八鹿病院組合

1 募集の目的

この要項は、公立八鹿病院組合（以下、当組合という。）の指定場所(別添図面記載のとおり)で行政財産の使用許可を受け、食堂を運営する事業者（法人又は個人。以下同じ。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 事業名 公立八鹿病院 食堂運営事業
- (2) 事業目的 事業者は、病院の建物の一部を有償で使用し、来院者の利便性及び職員の福利厚生向上を図るための食堂の設置及び運営を行う。
- (3) 契約期間 賃貸借開始日から2年3月 13 日間（撤去に係る期間を含む。）
- (4) 運営形態 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条 4 第 7 項の規定に基づく行政財産目的外とする。
- (5) 運営開始日 令和8年 12 月 19 日

3 公立八鹿病院等の概要

- (1) 病院の規模
 - 病床数 380 床
 - 診療科 19 科（内科、脳神経内科、外科、胃腸科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、脳神経外科、歯科口腔外科、精神神経科、麻酔科、リハビリテーション科、総合診療科、緩和ケア科）
- (2) 患者数(令和7年度実績)
 - 延入院患者数(年間)89,583 人（245. 4 人/日）
 - 延外来患者数(年間)110,740 人（457.6 人/日）
- (3) 職員数(令和8年9月1日現在)
 - 555 人（会計年度職員等を含む）※その他 50 名程度の委託職員あり。
- (4) 外来診療日
 - 土・日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日
- (5) 面会時間
 - 平日・休日 午後2時～午後5時
- (6) 併設施設:本病院敷地内(令和8年9月1日現在)
 - 老人保健施設(職員数 83 人)、南但訪問看護センター(職員数 15 人)
 - 附属看護専門学校(職員数 13 人、在籍生徒数 72 人、敷地内に学生寮、看護師寮 立地)
- (7) 面積
 - ① 患者用食堂 155.95 m²
 - ② 厨房 38.03 m²

③ 厨房事務室 3.84 m²

(8) 座席数

① 患者用食堂 約 50 席

② 職員用食堂 約 50 席(現在はコロナ等感染症対応スタイルにて席数 約 17 席)

(9) 客数

① 朝食(コーヒーのみも含む。) 8.8 人

② 昼食 43.4 人

③ 夕食 実績なし

4 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

20 席以上の食堂運営実績がある者。

(2) 許認可等の取得者

食堂等の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規程に基づく許認可等(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること又は事業者として選定後自らその手続きを行うこと。

(3) 欠格要件のない者

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 兵庫県から指名停止措置を受けている者

② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

③ 国税、都道府県税及び市区町村税等を滞納している者

④ 令和8年4月1日から今現在の間に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に違反したとして行政処分を受けた者

⑤ 兵庫県暴力団排除条例(平成 22 年条例第 35 号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者。兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

5 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和8(2026)年 12 月 19 日から令和 11(2029)年3月 31 日までの2年3月 13 日間

(2) 使用料

事業者は、次に掲げる区分に従い、使用料を提案すること。

① 最低使用料

患者食堂部分並びに厨房・事務室(197. 82㎡) 本館1階・・・ 900,000 円(年額分)

※1 当分の間、240,000 円(年額)に減額する。

※2 減額幅を圧縮するとき(値上げするとき)は、当組合と公立八鹿病院食堂運営事業者で協議の上、当組合が決定するものとする。

② 価格提案に係る使用料

前号に記載の最低使用料に加え、事業者が企画提案書に示す一定の率(歩合)を食堂等の月間売上実績額(税込)に乗じた額(売上実績に応じた加算使用料)。(必ず提案すること。)

③ 使用料の納付

使用料は月ごとの納付とし、当組合が指定する方法により納付すること。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて事業者の負担とする。

① 使用許可部分に係る光熱水費

② 使用許可部分(職員食堂部分を含む。)に係る清掃、維持管理費、廃棄物等の処理経費

③ 通信運搬費、清掃料、ごみ処理費、材料費、人件費、被服費、食器・消耗品費、事業者が持ち込む器具・備品、その他業務遂行上必要とされる一切の経費

④ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費

⑤ 食堂等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

⑥ 使用許可部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等

⑦ 厨房等の設備・備品等は、あらかじめ病院の承認を得て事業者が選定し設置を行うものとします。ただし、別紙設備・備品等については、当組合が無償貸与します。

※なお、廊下等共用部分にかかる清掃経費、消防設備点検経費及び使用許可部分の消防設備点検経費及び受水槽清掃経費等病院建物の維持管理のため、八鹿病院が委託契約している業務にかかる経費については、当組合の負担とする。

6 食堂等の運営条件(要求水準)

食堂等の運営に係る事業者の提案は、企画提案書(様式4)に従い提案内容の記載を求めるが、当組合の求める要求水準は下記のとおりであるので、企画提案に際し留意のこと。

1) 食堂

(1) 営業時間等

原則として、【平日】午前8時から午後5時 【土・日曜日および祝日】可能な場合、営業を求める。

※営業時間の短縮を希望する場合は、提案書において、希望する営業時間に加え、必要理由等を記載すること。

※12月29日から1月3日は営業休止可能。営業時間の拡大は自由提案

※営業時間を拡大する場合は、消灯後(午後9時以降)の営業は控えること。

※上記を履行出来ない場合は、予め出来ない期間に加え、理由を付し、当組合の許可を得ること。

※これらが守られない場合は、当該契約を打ち切る場合がある。

(2) メニュー及び価格

事業者は、季節メニューを取り入れるなど、バラエティに富んだものを市場価格より低廉な価格で提供するものとする。事業者は、メニュー・価格の設定及び変更の際は、必ず事前に病院側と協議するものとする。

(3) 提供を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの。

(4) 職員食堂

① 許可業者は、平日、希望する職員に職員ランチを提供するものとする。職員ランチの提供時間帯は、午前11時半から午後2時までとする。

② 職員ランチは特別低廉な価格で提供するものとする。

③ 患者用レストランのメニューについても、職員食堂で利用できるものとする。

④ 職員の利用代金は、原則として、1か月まとめて給与から引き去った後、病院が指定する日に、病院が指定する方法により事業者へ支払うものとする。(現行の給与天引きシステムが故障となった場合等は、事業者が使用する支払システムを利用することとする。)

(5) 売上実績額の正確な記録

加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POSシステム等により正確に記録すること。

※事業者の支払システムを利用する場合はこの限りでない。

(6) 衛生面での留意事項

① 厨房・食事スペース等の害虫駆除消毒は事業者の負担により、原則として年2回実施するものとし、栄養管理科厨房と併せて当組合が指定する方法により行うものとし、別途報告を行うこと。

② ごみ処理については、当組合の指定する方法により、事業者の負担で処理するものとする。

2) 運営全般に係る遵守事項

(1) 病院の食堂は、病院利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院経営に貢献できる食堂運営を行うこと。

(2) 食堂内で常駐する従業員には、病院内での食堂業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる(名札必須、ユニホーム着用が望ましい。)とともに利用者に対し、癒しのある接客対応に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。

(3) 食堂等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(4) 毎月10日までに、前月分の売上実績額等、当組合が求める定期報告を行うこと。

- (5) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- (6) 行政財産使用料及び当組合が立替えた費用(光熱水費等)等の経費については、当組合が示す納期限までに確実に納付すること。
- (7) 仕入材料等の搬入については、当組合が指定する時間帯や経路に従うこと。
- (8) 材料補充(売り切れ防止等)、金銭管理(つり銭対応含む)など食堂等の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- (9) 食堂等の提供に係る問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- (10) 食堂等の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。
- (11) 食堂内には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- (12) その他、食堂等の運営に関し、当組合の指示ある場合は、速やかに対応すること。
- (13) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがある。

7 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 間 等
実施要項、仕様書等の公表	令和8年 10 月 30 日(金)
参加申込書提出期限	令和8年 11 月 16 日(月)17 時まで
質問書の受付期間	令和8年 11 月 16 日(月)～11 月 18 日(水)17 時まで
質問に対する回答期限	令和8年 11 月 25 日(水)17 時まで
企画提案書等提出期限	令和8年 12 月2日(水)
選考結果通知	令和8年 12 月9日(水)

8 応募申込み手続き

1) 提出書類 (各 1 部、企画提案書については 7 部)

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 納税に関する申立書(様式2)
- (3) 都道府県税及び市区町村税にかかる納税証明書
- (4) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- (5) 発行後3か月以内の商業登記簿謄本(法人の場合のみ必要)
- (6) 発行後3か月以内の身分証明書(「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」)(個人の場合のみ必要)
- (7) 運営実績証明書(様式3)
- (8) 企画提案書(様式4)
- (9) 本要項4-(2)に係る必要な許認可等を証する書類の写し(必要に応じ)
- (10) その他参考資料(必要に応じ)

2) 提出方法

提出書類は持参または郵送（郵送の場合は必着）

3) 提出先

〒667-8555

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1878 番地 1 公立八鹿病院 人事会計課

TEL : 079-662-5555 FAX : 079-662-3134

メール : jinji@hosp.yoka.hyogo.jp

4) 提出期限

提出書類①参加申込書

令和8年 11 月 16 日(月) 17 時まで

提出書類②-⑨企画提案書等

令和8年 12 月2日(水) 17 時まで

9 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

様式5の質問書により、必ず電子メールにて提出すること。

(2) 質問書受付期限

令和8年 11 月 16 日(月)～11 月 18 日(水)17 時まで

(3) 質問の回答方法

質問への回答は質問者名を伏せて、質問事項及び回答内容を提案者全員に対して電子メールにて周知する。

(4) 回答期限

令和8年 11 月 25 日(水) 17 時まで

10 企画提案書作成上の注意

(1) 企画提案書の規格はA4版とする。

(2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載すること。

(3) 企画提案書の添付書類については必要最小限のものとする。

(4) 提出された企画提案書・書類等は返却しない。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(5) 事業者から提出された企画提案書の著作権は、当該事業者に帰属する。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者の評価、選定手続きに使用すること以外に、当該事業者の承諾を得ずしては利用しないものとする。

11 企画提案書の審査及び結果の通知等

審査は、プロポーザル方式によるものとし、事業者より提出される企画提案書等の内容を評価した上で、最も優れた事業者を選定する。

(1) 決定方法等

病院において設置する審査委員会で総合的に評価した上で、運営事業者を内定(以下「内定事業者」という。)する。なお、提案内容の審査は書面によることを基本とし、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は応募事業者全員に、令和8年12月9日(水)に通知する。

(3) 行政財産使用許可申請の手続き

内定事業者に選定された事業者は、令和8年12月16日(水)までに行政財産使用許可の申請書類を人事会計課に提出すること。

(4) 内定事業者の取消し

次の場合には、事業者の内定を取り消すものとする。

- ① 正当な理由がなく、(3)に記載する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定事業者について資金事情の変化等により企画提案した食堂等の運営の履行が確実でないと当組合が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、食堂等の運営事業者としてふさわしくないと当組合が判断したとき。

12 公募対象物件に関する現地調査

参加申込書提出業者は、企画提案書を作成するために必要な食堂等の運営に係る現地調査を次により行うことができるものとする。

- (1) 調査申出: 調査を行おうとする前日の午後5時までに、当組合人事会計課に連絡の上、その了解を得ること。
- (2) 調査期間: 参加申込書提出の翌日から令和8年11月24日(火)
平日午前9時～午後4時(土日祝日を除く。)
- (3) 留意事項: 調査は必要最低限の人員・時間で効率的に実施し、病院での医療行為や患者とのトラブル防止については、十分に配慮すること。また、現在、食堂営業中のため、営業に支障が生じないよう配慮すること。(トラブルが生じた場合には、調査事業者の責任において解決すること)

13 問い合わせ先

〒667-8555

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1878 番地 1 公立八鹿病院 人事会計課

TEL : 079-662-5555 (大平・増田) FAX : 079-662-3134

メール : jinji@hosp.yoka.hyogo.jp